



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 「中華人民共和國消費者權益保護法實施條例」の實施に関する Q&A.....	2
◆ 最新法律動向.....	6
一、「訪中外国人向けの決済ガイド」	
二、「中華人民共和國消費者權益保護法實施條例」	
三、「入札・応札分野における公平競争審査規則」	
四、「化粧品検査管理弁法」	
五、「中華人民共和國関税法」	

「中華人民共和国消費者權益保護法實施條例」の實施に関する Q&A



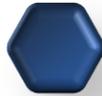
パートナー 張 和伏

Q:「中華人民共和国消費者權益保護法實施條例」(以下、「實施條例」という)は、2024 年 3 月 15 日に國務院により制定・公布され、2024 年 7 月 1 日より施行される予定であると聞いていますが、その公布の背景は何ですか。

A:「中華人民共和国消費者權益保護法」(以下、「消費者權益保護法」という)は 1994 年より施行され、2013 年の改正を経て、既に 30 年以上施行されています。近年中国の急速な発展に伴い、特に電子商取引などの新興分野における新たな問題への規制が必要となっています。そのため、實施條例は今年の「3・15 消費者權益保護日」に合わせて、「消費者權益保護法」の関連行政法規として公布されました。

Q:今回の實施條例に関しては、どのような注目点がありますか。

A:實施條例は、計 7 章 53 条からなっています。その主な注目点としては、商品やサービスの無償提供における経営者責任の明確化、ライブマーケティングプラットフォーム運営者(中国語: 直播营销平台经营者)の義務の明確化、無条件返品の不適用への制限、前払い式消費



経営者の義務の強化、消費者による懲罰的賠償請求の規制などがあります。

Q: 実施条例では、商品やサービスの無償提供の経営者について、どのような責任を定めていますか。

A: 「消費者権益保護法」では、無償で提供する商品やサービスの保証義務等について、明確に定めていないため、実務上紛争となるケースがしばしばあります。それに対して、実施条例第7条第2項では、商品やサービスの無償提供の経営者の責任を明確化しました。具体的には、経営者は無償で商品やサービスを提供する場合でも、普通の商品と同様に、人身・財産の安全を守る要件に適合していることを保証しなければならず、その商品やサービスに欠陥があるが、法律の強行規定に違反しておらず、尚且つ通常の使用に影響を与えない場合、経営者は、事前にその旨を消費者に通知しなければなりません。

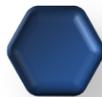
Q: 実施条例では、ライブマーケティングプラットフォーム運営者(中国語: 直播营销平台经营者)について、どのような義務を定めていますか。

A: 近年、中国でライブプラットフォーム経済は急速に成長し、その法的問題に対して、実施条例第14条第2項では、ライブマーケティングプラットフォーム運営者の義務を明確化しました。具体的には、ライブマーケティングプラットフォーム運営者は、消費者権益の保護制度を構築し、明確な消費者紛争解決メカニズムを確立しなければならず、消費者紛争が発生した場合、ライブマーケティングプラットフォーム運営者は、消費者の要求に応じて、ライブ放送の運営者、ライブマーケティングの人員情報及び関連する業務活動記録等の必要な情報を提供しなければなりません。

Q: 実施条例では、無条件返品の不適用について、どのような制限を規定していますか。

A: 「消費者権益保護法」第25条では、インターネット、テレビ及び電話等の方式で商品を購入した場合、商品の性質上返品に適さず且つ購入時に返品に適さないことを確認したなどの特定事由を除き、原則上商品を受領してから7日間以内に無条件で返品することができる





れています。しかし、実務上、消費者の無条件返品の適用を制限するケースがよくあります。そのような背景の下、実施条例の第 19 条では、無条件返品不適用の範囲を拡大してはならないと改めて明確にし、具体的には、無条件返品の不適用の商品について、購入時に目立つ方法で表示すべきであり、消費者の確認なしに、黙示の同意で理由なく商品の返品を拒否してはならないとされています。

Q: 実施条例では、前払い式消費における経営者の義務について、どのような内容を定めていますか。

A: 中国では、ジムや美容院で料金を前払いで徴収することがよくありますが、営業停止や閉店等が発生した場合、前払金の不返済や契約違反等で消費者の権益に損害を与えることがあります。その問題について、実施条例の第 21 条と第 22 条では、当該経営者に対して関連法的義務を定めています。具体的には、①経営者は経営場所の閉鎖や移転などを行う場合、30 日間前までに、その経営場所、公式サイト、店舗のホームページなどの目立つ場所に、有効な連絡先などを公表しなければなりません。②経営者は、前払い式で商品やサービスを提供する場合、消費者と書面による契約を締結し、商品やサービスの具体的内容、価格又は費用、前払金の返済方法、違約責任等について約定しなければなりません。③経営者は消費者との約定に従って商品やサービスを提供すべきであり、品質を下げたり、料金を恣意的に値上げしたりしてはなりません。④経営者は契約通りに商品やサービスを提供しない場合、消費者の要求に従って契約を履行するか、前払金を返済しなければなりません。⑤経営者は、重大な事業リスクが発生して商品またはサービスの正常な提供に影響を及ぼす可能性がある場合、前払金の請求を停止しなければならず、消費者の要求に応じて、商品やサービスの提供を継続し、又は前払金の未消費残高を返金しなければなりません。

Q: 実施条例では、消費者による懲罰的賠償請求について、どのような規制を定めていますか。

A: 「消費者権益保護法」第 55 条では、経営者が商品やサービスを提供する際に、詐欺行為が





あった場合、消費者は代金の3倍の懲罰的賠償金を請求することができると規定されています。しかし、現実社会ではその規定を利用して利益を得る職業的クレーマーが現れ、多くの会社を悩ませています。それに対して、実施条例第49条では、その請求権の規制を定めています。具体的には、商品やサービスのラベルや表示、説明書、宣伝資料などの商品やサービスの品質に影響せず、消費者に誤解を与えない瑕疵については、懲罰的賠償を適用しないことを明確に規定しました。更に、すり替え、偽造、商品の生産日の改ざん、事実の捏造などの方法により、経営者から不正に賠償金を得たり、経営者に対して恐喝したりする行為について、消費者権益保護の懲罰的賠償を適用しないほか、「中国治安管理処罰法」などの関連法律法規に基づき、消費者に対して行政又は刑事責任を追及することができるように明確に規定しました。



一、「訪中外国人向けの決済ガイド」

中国語名称：《外籍来华人员支付指南》

公布機関：中国人民銀行

公布日：2024年3月14日

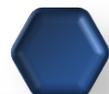
リンク：<http://www.pbc.gov.cn/rmyh/105208/5273993/index.html>

解説：

最近、海外から中国を訪れる外国人による決済問題が注目されている。その解決に向けた一連の対策を経て、中央銀行である中国人民銀行が3月14日に、「訪中外国人向けの決済ガイド」を発表し、外国人に中国での各種決済サービスの登録方法及び利用の流れを説明した。

当該「ガイド」の抜粋：

- ① カード。銀聯、VISA、Mastercard などのカードを持つ外国人は、ロゴマークを表示した店ではカード決済が可能である。ロゴマーク表示のない店では使用できるかを店員に尋ねる。銀聯カードを持っている場合、カード決済に対応する端末が置かれた域内のすべての店で使用できる。
- ② モバイル決済。スマートフォンさえあれば、外国人も手軽な決済サービスを利用できる。支付宝、微信支付、雲閃付などの各種決済サービスを選択できる。当該ガイドによると、一定金額以下の取引は本人確認情報の収集が免除される。また一部の域外の電子マネーは、域内の店で直接決済できる。
- ③ 現金。外国人が中国で人民元の現金が必要な場合、カードと同じ決済機関のロゴマークが付いた ATM で人民元を引き出せる。また、銀行の支店、外貨両替所、両替マークの付いた自動外貨両替機で外貨から人民元に直接両替できる。両替可能な外貨については、現地のスタッフに尋ねる。
- ④ 銀行口座。外国人はパスポートなどの身分証明書を提示し、銀行窓口で銀行口座を開設できる。中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国交通銀行などの商業銀行は口座開設サービスを提供している。口座開設後、人民元及び外貨の入出金、為替取引、域内振替及び域外送金、外貨両替及び決済などのサービスを利用できる。





- ⑤ デジタル人民元。デジタル人民元の試行に伴い、多くの外国人がデジタル人民元に興味を持っている。当該ガイドはデジタル人民元の使用方法も紹介している。アプリストアから「デジタル人民元(試行版)アプリ」をダウンロード・インストールし、アプリ内の注意に基づき使用できる。

二、「中華人民共和国消費者權益保護法実施条例」

中国語名称:《中華人民共和国消費者權益保護法實施條例》

公布機關:國務院

公布日:2024年3月19日

施行日:2024年7月1日

リンク: https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940158.htm

解説:

近年、中国の経済・社会の急速な発展に伴い、消費者權益保護に関する新たな問題が次々と現れている。それを規制するため、国务院は今年の「3・15 消費者權益保護日」に合わせて、「中華人民共和国消費者權益保護法實施條例」を公布した。当該「條例」は、「中華人民共和国消費者權益保護法」の初の関連行政法規であり、7章53条からなり、經營者側の義務、電子商取引、前払取引、賠償請求などの問題を中心に具体的な規定を設けている。「條例」は2024年7月1日より施行される。

当該「條例」の内、注目すべき内容は以下の通りである。

1つ目は、經營者の義務に関する規定が細分化され、新たに補足されたことである。「消費者權益保護法」により規定された消費者の人身・財産の安全保障、欠陥商品処理、虚偽宣伝の禁止、価格明示、定型条項の使用、品質担保責任の履行、消費者個人情報保護などの義務が細かく定められ、高齢者・未成年者の消費者權益保護に係る義務が追加された。

2つ目は、オンライン消費に関する規定の改正である。經營者は、技術的手段を利用し、消費者に商品の購入又はサービスの受入を強要したり、事実上の強要をしてはならないことが定められた。經營者は、消費者の知らないところで、同等の条件で提供する同一商品又はサービスについて、異なる価格・課金の基準を設定してはならない。自動更新・自動継続購入等の方





法によりサービスを提供する場合、目立つ方法で消費者に注意喚起をしなければならない。ライブ配信マーケティングプラットフォーム経営者は、消費者権益保護の制度を確立・改善しなければならない。

3つ目は、前払式消費に関する経営者の義務が強化されたことである。経営者は、消費者との契約に基づき商品又はサービスを提供すべきであり、その品質を下げたり、任意に値上げしたりしてはならないことが明らかにされた。経営者は、契約に基づき商品又はサービスを提供しない場合、消費者の要求に従って契約を履行し、又は前払金を返金しなければならない。経営者に重大な経営リスクが生じる場合、前払金の受取を停止しなければならない。営業停止又はサービス提供場所移転を行う場合、それを事前に消費者を通知し、義務を履行し続け、又は前払金の未消費残高を返金しなければならない。

4つ目は、消費クレームや賠償請求が規範化されたことである。消費者による権益保護行為は、法に従って理性的に行われるべきである。商品又はサービスのラベル、説明書、宣伝資料におけるその品質に影響せず、かつ消費者の誤解を招くことがない瑕疵については、懲罰性賠償を適用しないことが明確にされた。商品又はサービスの持ち込み、すり替え、偽造、生産日付の改ざん、事実捏造などをして、賠償を騙し取り又は経営者を脅す行為に対しては、行政又は刑事の責任を追及する。

また、当該「条例」により、消費者の権益保護における政府の職責が強化され、消費者協会による権益保護行為の要求が明確化され、消費紛争の解決に関する規定が細分化された。経営者が当該条例に定める義務に違反する場合の罰則も設けられている。

三、「入札・応札分野における公平競争審査規則」

中国語名称：《招标投标领域公平竞争审查规则》

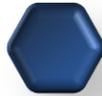
公布機関：国家発展改革委員会、工業・情報化部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業農村部、商務部、国家市場監督管理総局

公布日：2024年4月3日

施行日：2024年5月1日

リンク：https://www.gov.cn/zhengce/202404/content_6944160.htm





解説:

国家発展改革委員会など8部門は4月3日、「入札・応札分野における公平競争審査規則」を公布した。当該「規則」は、公平競争審査制度を入札・応札制度と有機的に繋がり、業界の特性に基づき審査基準・メカニズムを細分化し、資格審査、評価方法、評価基準、信用評価、保証金納付などにおける取引障壁を重点的に規制し、入札・応札分野での公平競争審査規則の空白を埋めた。5月1日より施行される。

当該「規則」の内、注目すべき内容は以下の通りである。

1つ目は、経営主体の自主権を保証することである。当該「規則」は、政策策定機関が入札実施者に対して、入札代理機関、応札者の資格や技術・商務的条件、特定の種類の資格審査・評価方法、具体的な資格審査・評価基準を指定することを禁じる。また、電子認証サービスの選択を強要したり、特定の取引ツールを指定したりすることなども禁じる。

2つ目は、各種の経営主体の平等的な経営権を実現させることである。当該「規則」は、政策策定機関が応札者に対して、市場参入ネガティブリスト以外の業界・分野・業務の企業に対して応札前に行政許可を取得させたり、当該地域での拠点の設立や社会保険料納付、現地での業績・受賞歴などを求めたりすることを禁じる。特定の業界団体の会員となることを要求することも禁じる。その他、政策策定機関が標準入札書類・標準資格事前審査書類を策定するにあたり、企業が業績を有する地域、所有形態、製品の生産地、企業規模・登録地・市場シェアなどで得点に差をつけることも禁じる。

3つ目は、入札実施者の落札者を決定する権利を保証することである。政策策定機関が、落札方法を指定したり、落札者を決定する権利を入札実施者以外の組織に委譲させたりすることや、くじ引きや抽選などの方法で落札者を決めるよう規定することを禁じる。

四、「化粧品検査管理弁法」

中国語名称:《化妆品检查管理办法》

公布機関:国家薬品监督管理局

公布日:2024年4月29日

施行日:2024年11月1日





リンク: <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/hzhpqgtg/jmhzhptg/20240429152815113.html>

解説:

国家薬品监督管理局は4月29日、「化粧品検査管理弁法」を公布した。当該「弁法」は、11月1日より施行される。当該「弁法」は、総則、検査手順と要求、許可検査、定期検査、原因検査、検査と監査の連携及び地域を跨いだ検査、検査結果の処理、附則など8章47条から構成されており、中国国内の化粧品製造業者及び営業者を対象に、法令、国家強制基準、技術規格及び化粧品登録又は届出資料に記載された技術要件の遵守を検査する医薬品監督管理部門に適用される。「弁法」の公布及び実施により、化粧品検査業務が標準化され、化粧品に対する監督管理がさらに強化され、中国の化粧品業界の健全な発展が促進される。

当該「弁法」の内、注目すべき内容は以下の通りである。

1 つ目は、検査の分類が明確に区別され、各種検査の要求が明確にされたことである。検査の性質及び目的に基づき、化粧品検査は、許可検査、定期検査、原因検査とその他の検査の4種類に分類できる。検査の方法には、実地検査と非実地検査が含まれる。検査の開始、検査担当者、証明書の提示、検査の実施と記録、陳述と抗弁、検査レビュー報告書、リスク管理、期限内の改善とレビュー、検査情報の開示などの手順と要件も明確にされた。

2 つ目は、企業の権利を保障するため、検査業務が標準化されたことである。第一に、企業の陳述と抗弁権が保障された。検査対象企業は、実地検査の記録などに異議がある場合、陳述と抗弁を行うことができる。検査担当者は、陳述と抗弁の内容を記録し、それに基づいて検査対象企業に存在する欠陥及び問題を判断しなければならない。第二に、企業の知る権利が保障された。検査により発見された欠陥及び問題は書面に反映され、検査の各当事者が1部ずつ保有するものとされる。第三に、企業の営業秘密が保護された。医薬品監督管理部門、検査機関及びその検査担当者は、検査に関する情報を無断で開示してはならない。検査対象企業の同意を得ずに、医薬品監督管理部門、検査機関及びその検査担当者は、検査で知り得た検査対象企業の営業秘密を開示してはならない。第四に、検査紀律が厳格化された。検査担当者は、法令、清廉さ・紀律及び職務上の要求を厳守し、検査対象企業に対して検査と関係ない要求を行ってはならず、検査対象企業と利害関係を結んではならない。





五、「中華人民共和國關稅法」

中国語名称:《中華人民共和國關稅法》

公布機關:全國人民代表大會常務委員會

公布日:2024年2月26日

施行日:2024年12月1日

リンク:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202404/t20240426_436843.html

解説:

関税の徴収及び納付を規制し、輸出入の秩序を維持し、対外貿易を促進し、対外開放を高い水準で進め、質の高い発展を促進し、国家の主権及び利益を保護し、納税者の合法的權益を保護するため、全国人民代表大會常務委員會は4月26日「中華人民共和國關稅法」を採択した。当該法律は12月1日より施行される。

当該法律において、注目すべき内容は以下の通りである。

1つ目は、越境電子商取引への監督管理が強化される。越境電子商取引小売輸入に従事する電子商取引プラットフォーム事業者、物流企業、税関申告企業、および法律と行政法規により納税者に代わって関税を源泉徴収する義務を負う組織と個人は、関税の源泉徴収義務者であることが明確にされ、規定された期間及び要件に従い、税関に税額を誠実に申告し、関連情報を提供しなければならない。源泉徴収又は徴収すべき税額を徴収しなかった場合、税関は、源泉徴収義務者に対し、源泉徴収又は徴収すべき税額の50%以上3倍以下の過料を科すものとされた。

2つ目は、原産地規則が改正されたことである。関税率の適用は、対応する原産地規則と合致しなければならない。一つの国又は地域のみで生産された貨物は、その国又は地域を原産地とし、二つ以上の国又は地域が生産に関与した貨物は、最後に実質的な変更が行われた国又は地域を原産地とする。國務院は、中華人民共和國が締結又は共同参加した国際条約に基づき、原産地決定に対する別途規定がある場合、その規定に従う。

3つ目は、関税徴収管理の円滑化水準が向上したことである。輸出入貨物の納税者、源泉徴収義務者は、申告完了日から15日以内に納税しなければならないが、税関の定める条件を満たし、担保を提供する場合、翌月第5営業日末までに納税することができる。関税徴収管理





は、貨物の放出と関税の決定を分離する方式で実施できることも明らかにされ、できるだけ納税者の利便性を高めている。

4つ目は、税関の税金徴収管理の職責が更に明確にされたことである。輸入段階における税関の代理課税の徴収管理には、関税徴収管理の規定を適用するものとされた。また、税関は税金の徴収が多いことを発見した場合、納税者に遅延なく還付手続を行うよう通知しなければならない。納税者が税金を多く納めていることを発見した場合、税金を納めた日から3年以内に、税関に書面で多く納めた税金の還付を申請することができる。



お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈1座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈22階

Tel: (86-755) 2633 8900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号
華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

Tel: (85-2) 2816 6888

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ
ーシア街 701 号 555 室

Tel: (1-236) 607 0146

本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 侖	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山口直彦	顧問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にさせていただいて構いません。